

消費者契約法9条1号「平均的な損害」の額が争われた事例の報告
【資料提出をめぐる当事者の訴訟活動について】

消費者契約法9条1号「平均的な損害」の額が争われた事例の報告

－結婚式場解約金条項使用差止請求事件(京都地判平成26年8月7日判例秘書所収)

平成29年5月12日
弁護士 井田雅貴

【事案の概要】

京都の適格消費者団体が、結婚式場利用契約を解約した際の解約料が「平均的な損害」を超えると主張して、その根拠となった約款条項(別紙契約条項参照)の差止めを求めた。被告事業者は、解約料は、事業者が被る「平均的な損害」を超えないと反論して争った。第一審、控訴審、最高裁ともに原告の請求を棄却した。

【主な争点】

被告事業者が約款に基づき徴求する解約料が、「平均的な損害」を超えるか。

【原告の主張・立証活動】

【原告の主張】

- ・被告事業者の解約料条項は、見積金額が基準となっている。会場も使用せず、サービスも提供されないのに、式を施行し、会場を使用しなければ発生しない経費等(飲食物の材料費、他の式に使用できる飲み物や当日のみ発生する人件費など)が含まれる見積金額を基準とすることは不合理である。
- ・モデル約款が依拠する考え方は、再販率を厳格に捉え、同一会場、同一時間の再販売のみを算定の基礎としているが、他会場や、開始時間がずれていても再販売と捉えられる場合は存在する(この場合、損害は発生しない。)
- ・365日以前の解約料は、予約濫用防止の目的とされているが、1年以上前に解約すれば予約濫用とは言えない。勧誘時の事務費用は日常経費であり個別契約の損害ではない。

【主な立証資料】

業界の共通約款、改正されたモデル約款、同業種他社約款、裁判例(大阪地判平成14年7月19日金融商事判例1162号32頁、東京地判平成17年9月9日判例時報1948号98頁等)、「消費者契約法の施行に係る結婚式場・披露宴会場約款の見直しに関する調査研究」報告書、国民生活センターのデータ、国生審資料等。

【被告の主張・立証活動】

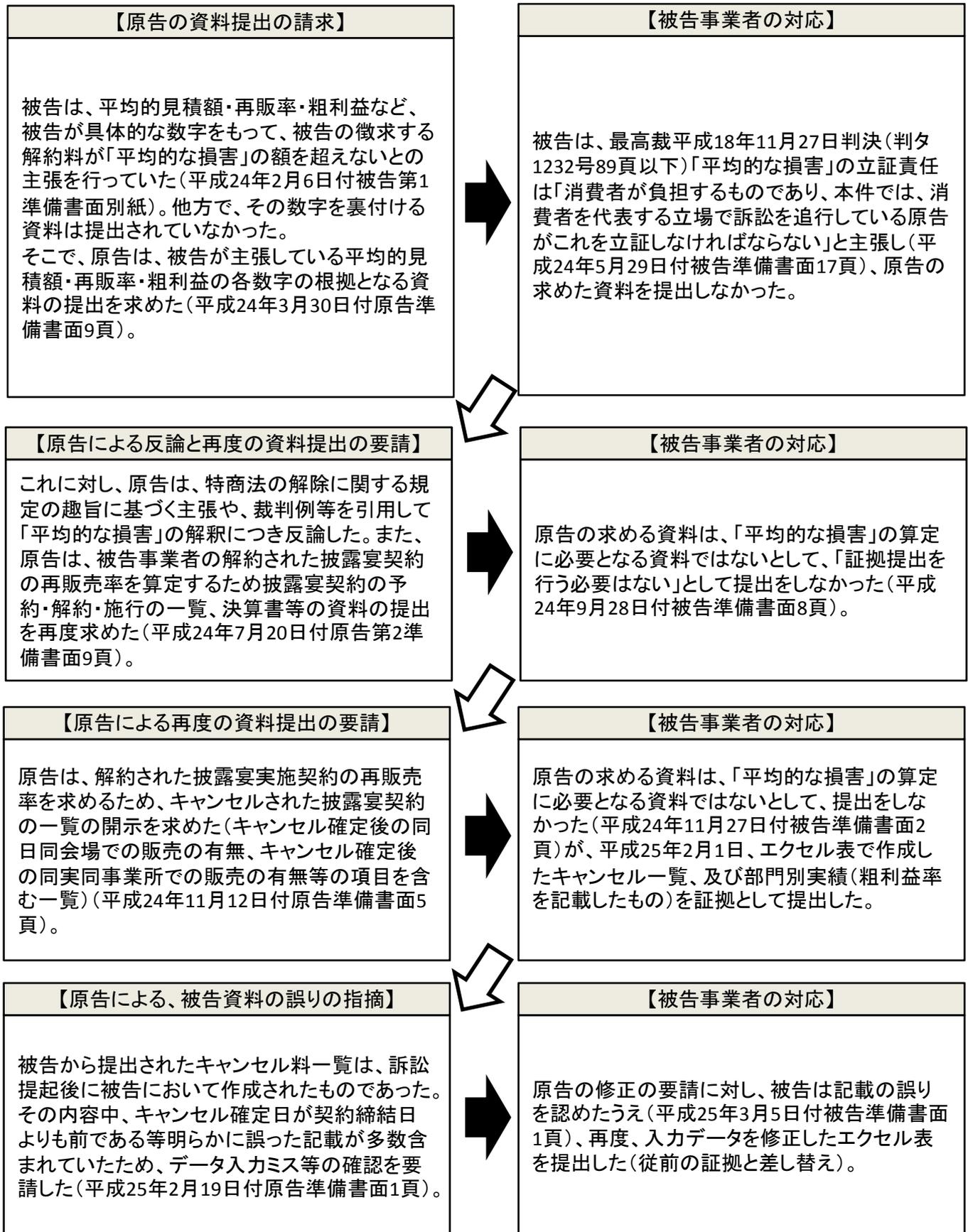
【被告の主張】

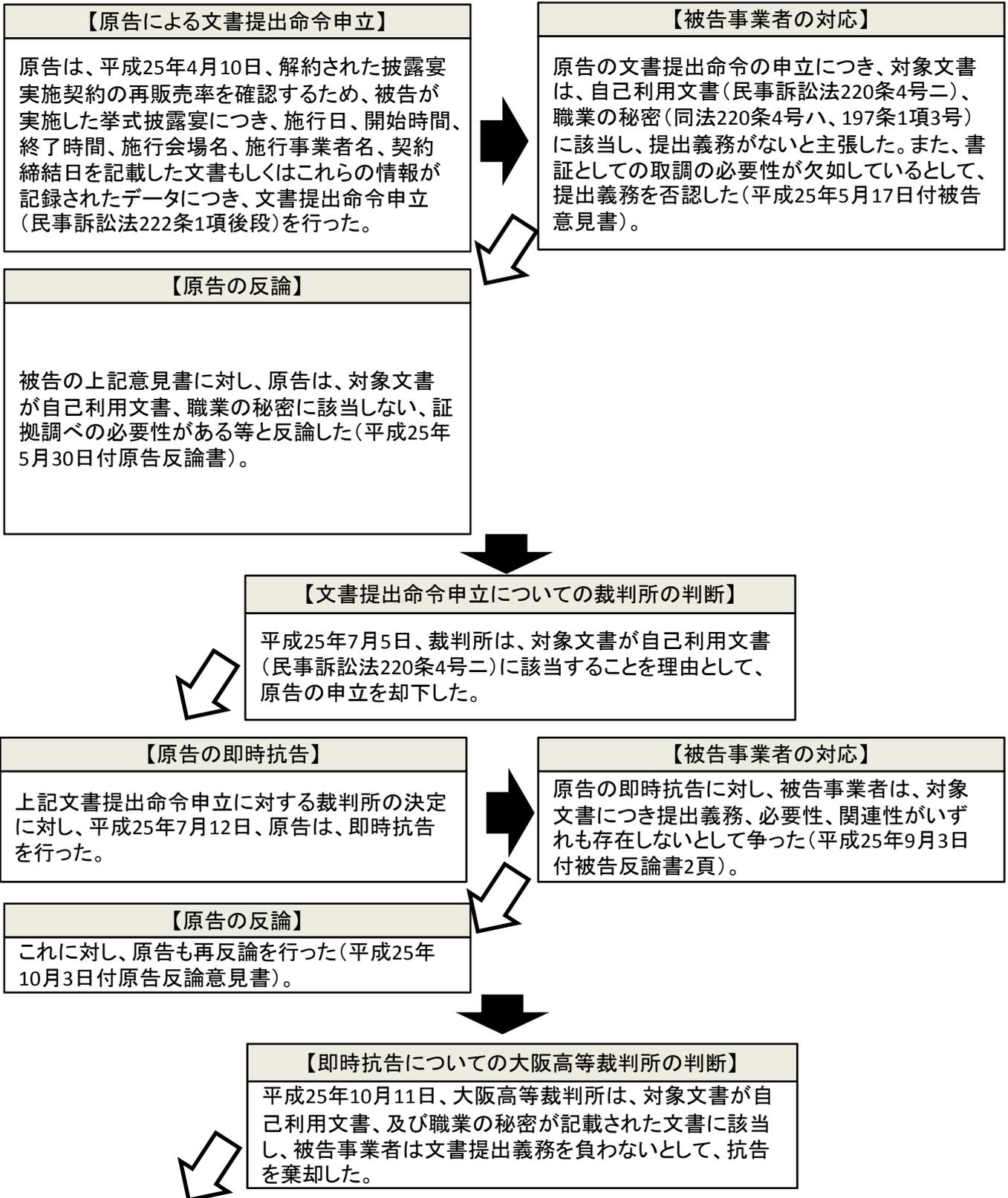
- ・「平均的な損害」= 見積額 × 粗利益率 × 非再販売率で算定されるべき。
- ・被告の解約料条項が定める解約料は、「平均的な損害」を超えるものではない。

【主な立証資料】

準備書面で具体的な数値を主張していたが、それらの主張の根拠となる証拠書類の提出を長期間にわたり拒んだ。最終的に、被告の披露宴のキャンセル時点の見積額、キャンセル確定後の同日同会場同時刻での販売の有無等が記載されたエクセル表、被告における婚礼部門の粗利益表等などの書類(いずれも訴訟用に被告が作成した書類)が証拠として提出されたが、上記作成書類に記載された数字を裏付ける基礎資料については最後まで提出されなかった。

【資料提出をめぐる当事者の訴訟活動】





【原告の抗告許可申立】

原告は、上記裁判所の判断に対し、平成25年10月18日、抗告許可の申立を行った。



【最高裁判所の抗告許可】

平成25年11月8日、最高裁判所は、原告の抗告許可申立に対し、これを許可する旨の決定を行った。

【最高裁判所の抗告許可】

平成26年2月18日、最高裁は、「所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。」として、原告の抗告を棄却した。

【京都地方裁判所による判決】

平成26年8月7日、原告の請求を棄却するとの判決が言い渡された。

(小括)

被告は、平均的見積額・再販率・粗利益など、具体的な数字をもって、被告の徴求する解約料が「平均的な損害」の額を超えないとの主張を行っていた(平成24年2月6日付被告第1準備書面別紙)。それにもかかわらず、「平均的な損害」の立証責任が原告にあることを理由として、自身の主張する数字の根拠となる資料を提出しなかった。

原告の再三の提出要請に対し、被告は本件訴訟提起後に作成したエクセル表を提出したが、キャンセル確定日が契約締結日より前である等、一見して明らかな誤記が多数存在する等(誤記については被告も認め、後日、修正版との差し替えがなされた。)、その信用性に疑義が生じるものであった。

そのため、原告は、当該資料の正確性を検証すべく、原資料の文書提出命令に及んだが、裁判所は、自己利用文書に該当する等の理由で提出義務を認めなかった(京都地裁、大阪高裁、最高裁のいずれも提出義務を否定)。

裁判所は、証拠が提出されるのが望ましいなどと述べてはいたが、立証責任がないことや職業の秘密に関わる点等を主張する被告に対して積極的に提出を促すまでには到らなかった。

以上の経緯により、再販率・粗利益を裏付ける資料の提出をめぐる争いに訴訟の大半の期間が費やされた。

(別紙契約条項)

キャンセル料

本契約成立後にお客様のご都合によりキャンセルされる場合は、以下のとおり定めるキャンセル料をお支払いいただきます。なお、キャンセル料計算は、開催日前日が1日目とさせていただきます。以下の「お見積額」はお客様より書面によってキャンセルする旨、ご連絡を受けました日（郵便による場合は郵便消印日とします。）時点のお見積額とします。

- ①前日を含む365日以前 申込金の25%
- ②364日目以降180日目まで 申込金の50%及び印刷物等の実費
- ③179日目以降150日目まで 申込金の全額及び印刷物等の実費
- ④149日以降120日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑤119日目以降90日目まで お見積額（サービス料を除く）の20%及び印刷物等の実費
- ⑥89日目以降60日目まで お見積額（サービス料を除く）の30%及び印刷物等の実費
- ⑦59日目以降30日目まで お見積額（サービス料を除く）の40%及び印刷物等の実費
- ⑧29日目以降10日目まで お見積額（サービス料を除く）の45%及び印刷物等の実費並びにその他外注品等の解約料の額
- ⑨9日目以降前日まで お見積額（サービス料を除く）の45%まで及び納品済み物品等の実費並びにその他の外注品等の解約料の額
- ⑩当日 お見積額（サービス料を除く）の全額
- ⑪すでに発注，その他手配が完了している別注品については，その料金を頂戴いたします。

※このキャンセル料規定は社団法人日本ブライダル事業振興協会のモデル約款に準じております。